

令和4年度
北杜市小規模多機能型居宅介護事業者
公募要領

令和4年5月

北杜市 福祉保健部 介護支援課

1 公募の趣旨

北杜市では、「第6次ほくとゆうゆうふれあい計画（第6次老人福祉計画・介護保険事業計画）」に基づく地域密着型サービスの基盤整備として、小規模多機能型居宅介護の整備を進めるため、当該施設の整備・運営を行う事業者を公募する。

2 公募の内容

今回募集する対象施設のサービス種別、日常生活圏域、整備地域及び箇所、整備年度は次のとおりとする。

サービス種別	日常生活圏域	整備地域及び箇所	整備年度
小規模多機能型 居宅介護	市内全域	小淵沢町、白州町又は武川町 のいずれか1箇所	令和4年度

3 応募手続

(1) 応募資格・条件

- ア 法人格を有している者であること。
- イ 介護保険法第78条の2第4項（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格事項）の規定に該当していないこと。
- ウ 確実な事業実施と運営を行うために十分な経営基盤、事業に対する知識経験を有すること。
- エ 関連法令等に基づく、小規模多機能型居宅介護の開設に係る人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を全て満たし、令和4年度内に施設整備が完了し、令和5年4月を目途にサービスの提供開始が見込めること。
- オ 施設の設置場所の用地が確実に確保できる見込みを有するとともに、エの条件に照らし必要な許認可等が得られる見通しの用地であること。借地による場合は、事業の存続に必要な期間の賃貸借又は地上権を設定すること。
- カ 地域における在宅介護への支援や地域医療との連携、地域包括ケアシステムの確立に積極的な役割を果たすよう努めること。

(2) 応募書類の提出

- ア 応募される事業者は、次により公募指定申込書、協議申請書及び付属書類を提出すること。
- イ なお、書類の提出にあたっては、介護保険法、建築基準法、消防法その他の関連法令及び条例等の基準を遵守していることを前提とする。
- ウ 提出していただいた書類は、理由の如何を問わず返却しないものとする。

○提出場所及び問い合わせ先

事前に提出時間を予約のうえ、期間内に提出すること。提出書類に不備がある場合には、期限を定めて書類の補正を求めることがある。

〒408-0188

山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1

北杜市役所 福祉保健部 介護支援課 介護保険担当

土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

TEL 0551-42-1333 FAX 0551-42-1125

(3) 質問の受付及び回答

ア 質問の提出方法

別紙北杜市小規模多機能型居宅介護事業者公募質問書に質問事項を記載のうえ
FAXで提出すること。なお、電話では受け付けません。

イ 問い合わせ先

上記の問い合わせ先に同じ

ウ 受付期限

令和4年6月10日（金）午後5時まで

エ 質問の回答方法

受付日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）に本市
ホームページにおいて回答を行う。

(4) 募集から事業開始までのスケジュール

内 容	時 期
公募期間	令和4年5月10日（火）から 令和4年6月24日（金）まで
質問書受付期間	令和4年5月10日（火）から 令和4年6月10日（金）まで
質問書に対する回答	質問書受付日の翌日から起算して3日以内
応募書類提出期限	令和4年6月24日（金）まで
プレゼンテーション・審査委員会	令和4年7月4日（月）
審査結果通知・公表	令和4年7月下旬
事業所指定に関する事前相談	開設3箇月前
事業所指定申請	開設2箇月前
事業所指定	開設1箇月前
事業開始	令和5年4月（予定）

(5) 応募に係る提出書類一覧

書類名及び項目	内 容 等	様 式
1 公募指定申込書	所定の様式	別添様式 (HP掲載)
2 協議申請書	所定の様式	別添様式 (HP掲載)
3 定款又は寄付行為	最新のもの	
4 法人登記簿謄本	申請日前3箇月以内に発行されたもの	

5	理念・方針	地域密着型サービス事業を行うに当たっての基本理念・運営方針	任意様式
6	地域等との連携	地域との連携、医療機関及び他の介護保険施設等との連携体制について	任意様式
7	事業スケジュール	開設までの日程表	任意様式
8	施設整備計画書類	(1) 予定地付近見取図、配置図、平面図、立面図、各室面積表 (2) 土地等購入契約書※(若しくは土地等確保見込を証する書)又は土地・建物の賃貸借契約書又は仮契約書の写し(賃貸の場合は契約期間がわかるもの) (3) 施設整備資金計画、借入金償還計画書 (4) 施設設備・備品等の種類 ※新規に土地を購入する場合は添付してください。	任意様式
9	事業者概要	(1) 事業経歴・実績 (2) 事業者の基本的事項 ア 代表者の履歴 イ 役員・社員の構成等 (3) 事業者の概要(既に運営している事業の詳細がわかるもの) ※パンフレットの場合A4以外でも可 (4) 決算書(直近3年間) (5) 公的機関からの補助金、融資、寄付等がある場合には過去3年間の内容	任意様式
10	従事職員	(1) 配置職員(職種・時間ごとの配置について) (2) 採用方法(職員の採用方法から従事まで) (3) 資格経験(採用資格、実務経験について) (4) 雇用形態(常勤職員とその職員について) (5) 研修体制(採用時、従事後) (6) 勤務表	任意様式
11	安全対策	災害時の対策及び対応について	任意様式
12	苦情処理	処理体制・方法について	任意様式

1 3 個人情報保護	個人情報保護に対する取り組みについて	任意様式
1 4 事業運営	(1)事業計画概要書 (2)運営規程(案) (3)重要事項説明書(案) (4)収支予算書(事業開始後1年間)	任意様式
1 5 サービス内容	サービス内容・サービス提供体制・サービスの質の確保等について	任意様式
1 6 認知症高齢者	認知症高齢者への取り組み及び対応 身体拘束への考え等	任意様式
1 7 その他	地域住民への説明資料、質疑内容、周知の方法	任意様式

※ 書式については公募指定申込書及び協議申請書以外全て任意様式とする。

※ 書類の提出部数は 10部(原本1部・写し9部)

(6) 提出書類の体裁等について

提出書類については、以下の体裁を整えたいえ、「(5) 応募に係る提出書類一覧」の掲載順に綴ること。

ア 書類は原則としてパンフレットを除きA4版縦左綴じで作成しフラットファイル等に綴じること。

イ 全体の目次及びページをつける。

ウ 項目ごとに、文字表記(番号は不可)のインデックスをつける。

4 小規模多機能型居宅介護事業者の選定方法

(1) 事業者の審査方法・評価項目

[審査方法]

ア 審査のため、提出書類等に基づくプレゼンテーションを実施する。

(発表時間は30分以内とし、説明20分、質疑応答10分程度。)

イ 説明については評価項目順に説明すること。

ウ プレゼンテーションは、令和4年7月4日(月)に実施する。なお、時間と場所については、別途応募者に通知する。

エ パワーポイント等を使用する場合は、パソコン及びプロジェクターを持参し、スクリーンは市が用意するので事前に連絡すること。

[評価項目]

評価項目	評価基準	評価点
1 基本理念・運営方針	(1) 基本理念・運営方針	10
	(2) 運営実績・経験	
2 経営の安定性・継続性	(1) 経営状況及び資金・収支計画	15

	(2) 建設用地等の確保・事業スケジュール	
3 職員体制	(1) 人材の確保	15
	(2) 職員の育成・職場環境づくり	
4 利用者支援	(1) サービスの質の確保	15
	(2) 利用者の権利擁護	
	(3) 個人情報保護・職員の守秘義務	
5 危機管理	(1) 事故防止への取組・事故発生時の対応	30
	(2) 非常災害対策	
	(3) 業務継続計画の策定	
	(4) 苦情処理・解決体制	
6 地域連携	(1) 地域との連携	15
	(2) 医療機関等との連携体制	
合 計		100

(2) 事業者の選定

各委員の評価点に基づき順位が最も高い事業者を選定する。なお、審査の結果、選定事業者なしとする場合もある。

(3) 審査結果の通知

審査又は選定の結果は、応募した全ての事業者に文書で通知する。

(4) その他

事業者の応募がなかった場合、又は審査の結果、事業者が選定されなかった場合は、再度公募を行う場合がある。

5 選定後の手続について

選定された事業者は、事業所の建設等が完了し、事業開始の準備が整った時点で、市に指定申請書を提出すること。市が指定申請書の内容を審査し、現地調査を行った後、事業所の指定をする。ただし、指定申請書の審査及び現地調査の結果、該当サービスの指定基準に満たない場合は、指定しないことがある。

6 整備費補助について

選定された事業者が行う整備事業に対しては、「山梨県介護基盤整備等事業費補助金及び山梨県介護基盤開設準備等事業費補助金」を活用した市の補助を予定している。ただし、当該整備に係る県の内示又は市の予算措置がなされない場合には、この限りではない。なお、市の補助金交付決定前に補助対象経費に係る契約締結や工事等の着工をすることはできない。

(参考) 令和3年度補助金概要

① 山梨県介護基盤整備等事業費補助金

i 対象事業

- ・小規模多機能型居宅介護事業所の整備に関する事業

ii 対象経費

- ・施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

iii 補助額

1 施設 33,600千円 を上限とする。

② 山梨県介護基盤開設準備等事業費補助金

i 対象事業

- ・小規模多機能型居宅介護事業所の開設のために必要な経費

ii 対象経費

- ・施設等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。

iii 補助額

1 施設 839千円 × 宿泊定員数 を上限とする。

【交付条件及び注意事項】

- ・これらの補助金は、山梨県からの適用を受けて、交付を受ける事業について補助対象とするものである。
- ・山梨県の補助金は基金の設置により予算の範囲内で採択されるため、必ずしも補助額に基づく額が交付金となるわけではない。また、不採択になる場合もある。したがって、資金計画の策定に当り補助金の不交付も念頭に置き、十分対応できる場合に限り応募するようにすること。
- ・市の補助金交付決定前に補助対象経費に係る契約締結や工事等の着工をすることはできない。
- ・補助事業を行うため締結する契約等は、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続きの取り扱いに準拠しなければならない。

別 紙

北杜市小規模多機能型居宅介護事業者公募質問書

公募名	北杜市小規模多機能型居宅介護事業者公募		業者名		
担当者名		TEL		FAX	

質 問 事 項	回 答

担当：北杜市役所 福祉保健部 介護支援課 介護保険担当

FAX 0551-42-1125

TEL 0551-42-1333

※FAX送信後、受信されているか必ず電話で確認すること。